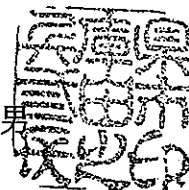


三障第 287号
令和2年6月18日

株式会社 アトスメディカルジャパン
カスタマーサポート部 様

三田市長 森 哲 男



人工鼻の日常生活用具給付認定に関する要望書について（回答）

初夏の候、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、当市の福祉行政の推進に格別のご理解をいただき厚くお礼申しあげます。
さて、令和2年4月28日付けで要望がありました標記のことについて、下記のとおり回答いたします。

記

今回、日常生活用具の追加品目としてご要望のありました人工鼻につきましては、喉頭摘出者の肺への負担を軽減し、気道の衛生面を強化する有効な用具と伺っております。

現在、当市で喉頭摘出者を対象にした日常生活用具は、人工喉頭のみであり、人工鼻は日常生活用具の給付品目に入っておりません。

今回要望のありました人工鼻につきましては、在宅で医療的に必要となる場合は、医療保険制度で対応ができると聞いております。

日常生活用具については、他制度の利用が可能な場合は、他制度を優先して利用していただくことになっており、現在のところ新たに人工鼻を日常生活用具給付事業の対象品目に追加することは考えておりませんのでご理解のほどお願いいたします。